

独自に行う水質検査

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評 価	検査計画頻度 (回/年) 給水栓(蛇口)
1	色	異常がないこと	366
2	濁り	異常がないこと	366
3	臭気	異常がないこと	366
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	366

水質検査表(3) 水質基準

項目 No.	定期検査項目	基準値 mg/L	検査計画頻度(回/年)		備 考
			原 水	浄水場入口	
1	一般細菌	100個/ml以下	1		
2	大腸菌	不検出	1		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1		
8	六価クロム化合物	0.05以下	1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1		
13	ホウ素及びその化合物	1以下	1		
14	四塩化炭素	0.002以下	1		
15	1, 4-ジオキシサン	0.05以下	1		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1		
17	ジクロロメタン	0.02以下	1		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1		
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1		
20	ベンゼン	0.01以下	1		
21	塩素酸	0.6以下	-		塩素酸、臭素酸を除き、水道水を消毒することによって、有機物と塩素が反応して生成するものです。
22	クロロ酢酸	0.02以下	-		
23	クロロホルム	0.06以下	-		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	-		
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	-		
26	臭素酸	0.01以下	-		
27	総トリハロメタン ※1	0.1以下	-		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	-		
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	-		
30	ブロモホルム	0.09以下	-		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	-		
32	亜鉛及びその化合物	1以下	1		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1		
34	鉄及びその化合物	0.3以下	1		
35	銅及びその化合物	1以下	1		
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1		
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1		
38	塩化物イオン	200以下	1		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1		
40	蒸発残留物	500以下	1		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1		
42	ジェオスミン ※2	0.00001以下	1		
43	2-メチルイソボルネオール ※3	0.00001以下	1		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1		
45	フェノール類	0.005以下	1		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1		
47	pH値	5.8~8.6	1		
49	臭気	異常でない	1		
50	色度	5度以下	1		
51	濁度	2度以下	1		

- 備考 ① ※1は、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロホルムのそれぞれの濃度の総和
 ② ※2の正式名は、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
 ③ ※3の正式名は、1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール
 ④ 「-」は、検査を行っていません。